

文化を「ささえる」活動を積極的に応援します。
特に“初めて”をテーマに「みる」人、「つくる」人、「ささえる」人の
新たな経験につながる事業・活動を募集します。

平成24年度 ふじのくに文化芸術振興補助金

募 集 案 内

申請からの流れ

注意事項 対象事業・活動により流れが違いますので、ご注意ください。



審査基準

審査にあたっては、次に掲げる各項目を審査基準としています。

①文化交流・発信事業 ②公立文化施設の連携・交流事業	③「ささえる」活動団体の自立に向けた活動 ④しずおかの文化芸術団体のステップアップ活動
ア：計画性(実施可能な事業計画であること) イ：企画性(新しい試み、豊かな工夫が成されていること) ウ：地域性(地域との関わりがあること) エ：波及性(事業実施により文化意識の啓発、地域を越えた文化発信に繋がること) オ：妥当性(予算計上が適当であること)	ア：成長性(将来に向けた目標が描けていること) イ：計画性(実施可能な活動計画であること) ウ：投資性(投資的活動としてふさわしい活動であること) エ：貢献性(活動実施により県内の文化振興に寄与すること) オ：妥当性(予算計上が適当であること)

申請方法

申請書に必要事項をご記入の上、郵送にて下記までお送りください。
申請を希望される場合には当財団ホームページ(<http://www.shizuoka-cf.org/>)から申請用紙をダウンロードの上、ご提出ください。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

●申し込み・お問い合わせ

財団法人静岡県文化財団 企画制作課

〒422-8005 静岡市駿河区池田79-4 TEL.054-203-5714 FAX.054-203-5716
E-mail info@granship.or.jp



ふじのくに芸術回廊とは…
県内に数多くある文化資源や文化活動を再認識し、文化力を向上させることにより、県内各地で文化の花が咲き、内外から憧れられる地域となること。

募集 締切 (定期)

平成24年
3月15日(木)まで

①文化交流・発信事業

②公立文化施設の連携・交流事業

平成24年
3月1日(木)まで

③「ささえる」活動団体の
自立に向けた活動

④しずおかの文化芸術団体の
ステップアップ活動

説明会 開催

日時：平成24年1月28日(土) 14:00~

場所：グランシップ 904会議室

※事前申込制…お申し込みの方は裏面の申し込み先までご連絡ください
(電話・FAX・メールいずれか)

財団法人静岡県文化財団

補助金メニュー

注意事項 ●複数のメニューを申請することはできません。いずれか1つを選択してください。●詳細は交付要綱をご確認ください。

	①文化交流・発信事業	②公立文化施設の連携・交流事業	③「ささえる」活動団体の自立に向けた活動	④しずおかの文化芸術団体のステップアップ活動
補助対象事業・活動	<p>■下に掲げる3つの事業</p> <p>①国際文化交流事業 ア)県内において、外国の文化活動団体と共同で行う合同公演及び海外作品を含む合同展示等 イ)海外で行われる公演、展示、コンテスト等の文化事業で、国際交流できるもの</p> <p>②広域的芸術文化事業 ア)全国大会、ブロック大会等の開催及び全国規模の大会等への県を代表する(準ずるものを含む)参加 イ)全県的な規模で開催する(準ずるものを含む)公演、展示、出版等の芸術文化活動</p> <p>③住民参加型自主企画事業 ア)市町に伝わる遺跡、習俗、民話、歴史等あるいは特産物を素材として仕立てられる文化事業 イ)教育や福祉など文化以外の分野と連携して企画実施することで、地域社会に活力をもたらす事業 ウ)新たに地域に創造される文化事業であって、地域を越えてアピールできる住民参加型の手づくり事業。</p> <p>※ただし、次の事業は原則として補助の対象とはしません。 ・営利、チャリティを主たる目的とする事業 ・学術的な会合 ・個展、会員展、クラブ発表会等の開催、会員誌・同人誌等の発行 ・団体の自力で実施可能な事業</p>	<p>■2ヶ所以上の県内公立文化施設が連携し実施する文化事業で、各施設の企画力の向上、連携・交流に寄与する事業。</p> <p>※ただし、原則として同一市町内に設置された施設間で連携し実施する文化事業は除きます。 ※静岡県コンベンション・アーツセンター(グランシップ)と連携して行う事業も対象になります。詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>■「ささえる」活動を主たる目的としている団体において、その組織の自立に繋がる投資的な活動。</p> <p>※「ささえる」活動とは多様な文化の担い手や関係者をネットワーク化し、「みる」人と「つくる」人をつなげ、文化に関する各種資源(資金、人材、ノウハウなど)を仲介するなど、文化と社会の橋渡しをする活動</p>	<p>■舞台芸術をはじめとする文化活動の分野において、静岡県を代表し、全国または世界において活動できる文化芸術団体の育成に繋がる投資的な活動。</p>
補助対象者	<p>■県内に活動拠点を置き、文化活動を実施する個人又は団体</p> <p>※ただし以下に該当するものは除きます。 ・地方公共団体 ・文化施設の経営を目的とする個人及び団体 ・文化活動を専業とする個人 ・会社その他の営利団体 ・文化活動以外の活動を主たる目的とする団体 ・学校の文化サークル</p>	<p>■公立文化施設を運営・管理する地方公共団体 ■公立文化施設の指定管理者 ■上記いずれかが加わる運営組織</p>	<p>■県内に活動拠点を置き、地域の文化事業を「ささえる」活動を主たる目的とする団体</p> <p>※ただし以下に該当するものは除きます。 ・地方公共団体 ・文化施設の経営を目的とする団体</p>	<p>■県内に活動拠点を置き、文化活動を主たる目的とする団体</p> <p>※ただし以下に該当するものは除きます。 ・地方公共団体 ・文化施設の経営を目的とする団体</p>
補助対象経費	<p>■3事業共通</p> <p>事業に要する費用(人件費等団体の経常的な運営費を除く) ・出演料、謝金、旅費 ・賃借料(会場、設備使用料を含む) ・舞台等制作費 ・印刷、広告、宣伝費 ・通信、運搬、発送費 ・その他必要と認める経費(飲食、パーティ、懇親会関係費を除く)</p> <p>■国際文化交流事業のみ</p> <p>外国文化団体の県内滞在費(渡航費用を除く)及び海外公演等に要する経費(観光経費は除く)</p>	<p>■事業に要する費用(人件費等団体の経常的な運営費を除く)</p> <p>・出演料、謝金、旅費 ・賃借料(会場、設備使用料を含む) ・舞台等制作費 ・印刷、広告、宣伝費 ・通信、運搬、発送費 ・その他必要と認める経費(飲食、パーティ、懇親会関係費を除く)</p>	<p>■組織の自立のための投資的活動に要する費用(以下に例示)</p> <p>①人材確保・育成 ◇人材募集に係る経費……………・広報費等 ◇研修等に係る経費……………・研修参加のための参加費・旅費等 ・講師、指導者等への謝金・旅費等 ・研修用会場費等</p> <p>②運営ノウハウ獲得 ◇視察、調査に係る経費……………・視察のための旅費等 ・調査に関わる費用等</p> <p>③資金調達 ◇資金調達に関わる経費等……………・寄付金等の調達に関する経費 ・助成金等の申請に関する経費</p> <p>※消耗品、備品等の購入費は対象外とします。</p>	<p>■ステップアップのための投資的活動に要する費用(以下に例示)</p> <p>①人材育成 ◇研修等に係る経費……………・研修参加のための参加費・旅費等 ・講師、指導者等への謝金・旅費等 ・研修用会場費等</p> <p>②活動基盤強化 ◇人件費補填……………・派遣されたスタッフの人件費(代替員も含む)等 ◇資金調達……………・寄付金等の調達に関わる経費等 ◇情報管理……………・顧客情報管理に関わる経費等 ◇調査・研究開発……………・マーケティング等調査に関わる費用等 ・経営・事業分析等に関わる費用等</p> <p>③広報活動 ◇広報の導入・強化……………・HP等の制作等 ・PR用パンフレット等</p> <p>※消耗品、備品等の購入費は対象外とします。</p>
補助額	<p>■1事業に対し、10万円以上、50万円以下。(単年度補助)</p> <p>※補助対象経費の合計額から他の収入を控除した自己負担額の1/2以内で、予算及び申し込み状況を勘案して財団が定める額。</p>	<p>■1事業に対し10万円以上、100万円以下。(単年度補助)</p> <p>※補助対象経費の合計額から他の収入を控除した自己負担額以内で、予算及び申し込み状況を勘案して財団が定める額。</p>	<p>■10万円以上、50万円以下。(複数年度補助)</p> <p>※補助対象経費に対し、予算及び申し込み状況を勘案して財団が定める額。また補助額は最終年度に初年度の1/2になるよう翌年度以降同割合で逦減していく、毎年状況を確認し、補助を継続するか否か判断をします。</p>	<p>■10万円以上、50万円以下。(複数年度補助)</p> <p>※補助対象経費に対し、予算及び申し込み状況を勘案して財団が定める額。また補助額は最終年度に初年度の1/2になるよう翌年度以降同割合で逦減していく、毎年状況を確認し、補助を継続するか否か判断をします。</p>
補助回数	<p>■年度内は1団体につき1事業1回とします。 ■継続的に行われる事業については3回までとします。 ただし、5年、10年などの記念事業はこの限りではありません。</p>	<p>■年度内は1団体につき1事業1回とします。 ただし、同一の申請者でも連携を組む相手が違う場合にはこの限りではありません。</p>	<p>■年度内は1団体につき1回(原則3年間。ただし5年間で限度)とします。ただし、2回目以降は支援対象活動終了後とし、過去の実績等も勘案し決定します。</p>	<p>■年度内は1団体につき1回(原則3年間。ただし5年間で限度)とします。ただし、2回目以降は支援対象活動終了後とし、過去の実績等も勘案し決定します。</p>
募集締切	<p>■定期募集 平成24年3月15日(木)まで</p> <p>■随時募集も行います。 平成24年4月1日から(ただし補助を受けようとする事業開始日の3ヶ月前までに申請すること)</p>	<p>■定期募集 平成24年3月15日(木)まで</p>	<p>■定期募集 平成24年3月1日(木)まで</p> <p>※一次審査(書類)を実施し、通過者に対し、二次審査(プレゼンテーション)を3月14日(水)18:00~ グランシップで行います。</p>	<p>■定期募集 平成24年3月1日(木)まで</p> <p>※一次審査(書類)を実施し、通過者に対し、二次審査(プレゼンテーション)を3月14日(水)18:00~ グランシップで行います。</p>